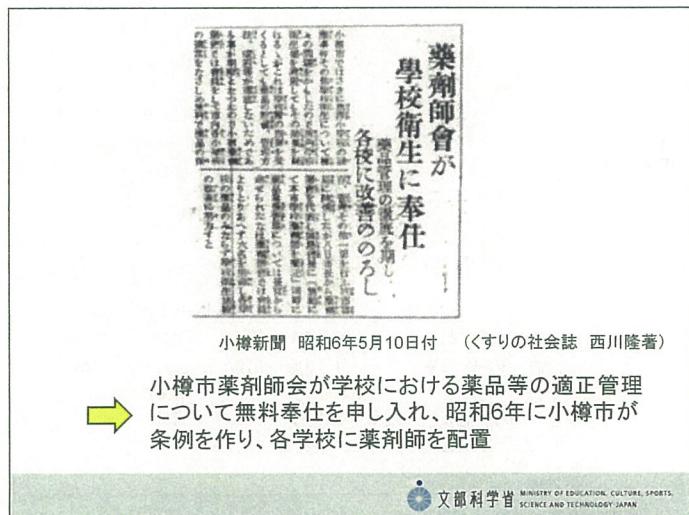


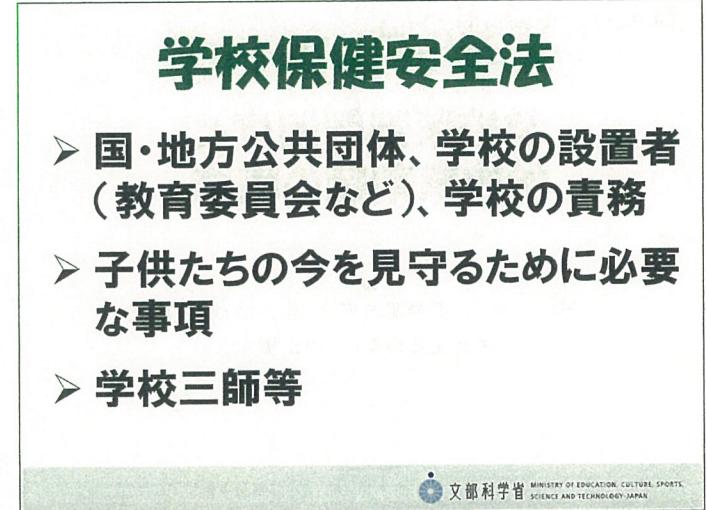
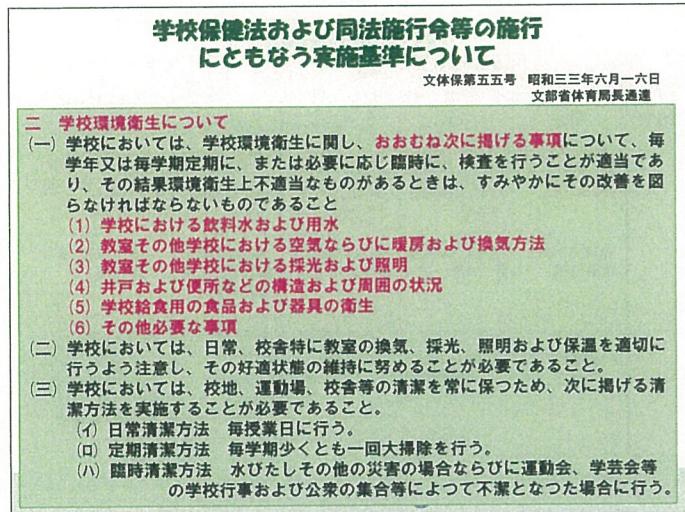
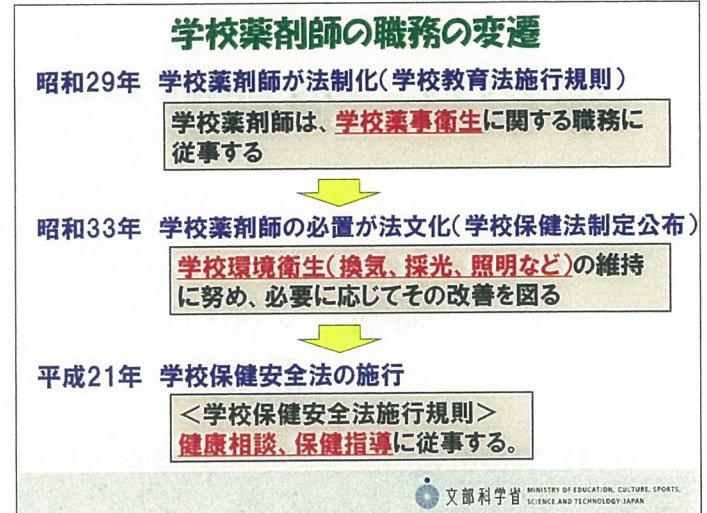
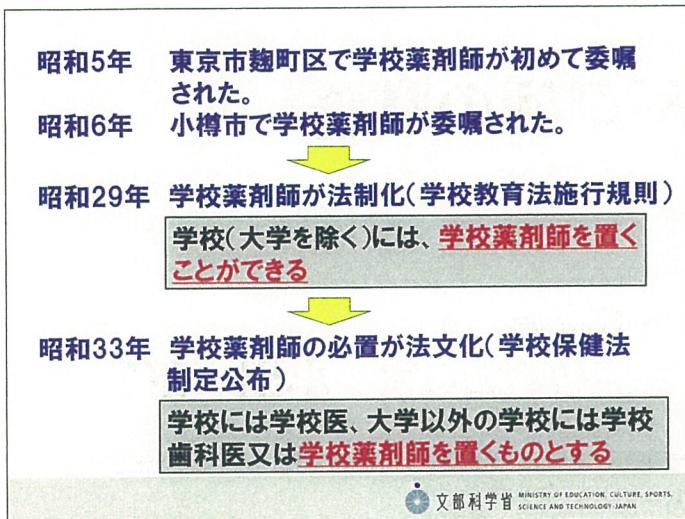
『学校薬剤師制度と学校薬剤師の職務』

講師 文部科学省 初等中等教育局
健康教育・食育課 健康教育調査官 小出 彰宏



法令の種類					
憲法	法律	政令	省令	告示	通知・通達
国会	国会	内閣	各省大臣	各省大臣	局長・課長
	学校保健安全法 (昭和33年法律第56号)	学校保健安全法施行令 (昭和33年政令第174号)	学校保健安全法施行規則 (昭和33年文部省令第18号)	学校環境衛生基準 (平成21年文部科学省告示第60号)	学校環境衛生管理基準の施行について (21文科ス第6013号)
	大枠	詳細	内容	法令ではない。 国民へのお知らせ (例) 基準など が示されている	法令ではない。 関連機関、団体 への指示、命令 (例) 法令を運用 する上の注意点 が述べられている





学校保健安全法													
第一章 総則	第1条 目的 第2条 定義 第3条 国及び地方公共団体の責務												
第二章 学校保健	<table border="1"> <tr> <td>第一節 学校の管理運営等</td><td>第4条 学校保健に関する学校の設置者の責務 第5条 学校保健計画の策定等 第6条 学校環境衛生基準 第7条 保健室</td></tr> <tr> <td>第二節 健康相談等</td><td>第8条 健康相談 第9条 保健指導 第10条 地域の医療機関等との連携</td></tr> <tr> <td>第三節 健康診断</td><td>第11条～第18条 健康診断関連</td></tr> <tr> <td>第四節 感染症の予防</td><td>第19条～第21条 出席停止、臨時休業など</td></tr> <tr> <td>第五節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師</td><td>第22条 学校保健技師 第23条 学校三師</td></tr> <tr> <td>第六節 地方公共団体の援助及び国の補助</td><td></td></tr> </table>	第一節 学校の管理運営等	第4条 学校保健に関する学校の設置者の責務 第5条 学校保健計画の策定等 第6条 学校環境衛生基準 第7条 保健室	第二節 健康相談等	第8条 健康相談 第9条 保健指導 第10条 地域の医療機関等との連携	第三節 健康診断	第11条～第18条 健康診断関連	第四節 感染症の予防	第19条～第21条 出席停止、臨時休業など	第五節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師	第22条 学校保健技師 第23条 学校三師	第六節 地方公共団体の援助及び国の補助	
第一節 学校の管理運営等	第4条 学校保健に関する学校の設置者の責務 第5条 学校保健計画の策定等 第6条 学校環境衛生基準 第7条 保健室												
第二節 健康相談等	第8条 健康相談 第9条 保健指導 第10条 地域の医療機関等との連携												
第三節 健康診断	第11条～第18条 健康診断関連												
第四節 感染症の予防	第19条～第21条 出席停止、臨時休業など												
第五節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師	第22条 学校保健技師 第23条 学校三師												
第六節 地方公共団体の援助及び国の補助													
下線部は略記載	文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN												

国・地方公共団体の責務													
第一章 総則	第1条 第2条 第3条 目的定義 国及び地方公共団体の責務												
第二章 学校保健	<table border="1"> <tr> <td>第一節 学校の管理運営等</td><td>第4条 学校保健に関する学校の設置者の責務 第5条 学校保健計画の策定等 第6条 学校環境衛生基準(第1項) 第7条 保健室</td></tr> <tr> <td>第二節 健康相談等</td><td>第8条 健康相談 第9条 保健指導 第10条 地域の医療機関等との連携</td></tr> <tr> <td>第三節 健康診断</td><td>第11条～第18条 健康診断関連</td></tr> <tr> <td>第四節 感染症の予防</td><td>第19条～第21条 出席停止、臨時休業など</td></tr> <tr> <td>第五節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師</td><td>第22条 学校保健技師 第23条 学校三師</td></tr> <tr> <td>第六節 地方公共団体の援助及び国の補助</td><td></td></tr> </table>	第一節 学校の管理運営等	第4条 学校保健に関する学校の設置者の責務 第5条 学校保健計画の策定等 第6条 学校環境衛生基準(第1項) 第7条 保健室	第二節 健康相談等	第8条 健康相談 第9条 保健指導 第10条 地域の医療機関等との連携	第三節 健康診断	第11条～第18条 健康診断関連	第四節 感染症の予防	第19条～第21条 出席停止、臨時休業など	第五節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師	第22条 学校保健技師 第23条 学校三師	第六節 地方公共団体の援助及び国の補助	
第一節 学校の管理運営等	第4条 学校保健に関する学校の設置者の責務 第5条 学校保健計画の策定等 第6条 学校環境衛生基準(第1項) 第7条 保健室												
第二節 健康相談等	第8条 健康相談 第9条 保健指導 第10条 地域の医療機関等との連携												
第三節 健康診断	第11条～第18条 健康診断関連												
第四節 感染症の予防	第19条～第21条 出席停止、臨時休業など												
第五節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師	第22条 学校保健技師 第23条 学校三師												
第六節 地方公共団体の援助及び国の補助													
下線部は略記載	文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN												

国・地方公共団体の責務

第三条第一項及び第三項（国及び地方公共団体の責務）

- 一、国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 三、地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

(省略記載)

第六条第一項（学校環境衛生基準）

文部科学大臣は、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学校の設置者の責務

第一章 総則		第1条 目的 第2条 定義 第3条 国及び地方公共団体の責務
第二章 学校保健	第一節 学校の管理運営等 第二節 健康相談等 第三節 健康診断 第四節 感染症の予防 第五節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 第六節 地方公共団体の援助及び国の補助	第4条 学校保健に関する学校の設置者の責務 第5条 学校保健計画の策定等 第6条 学校環境衛生基準（第2項） 第7条 保健室 第8条 健康相談 第9条 保健指導 第10条 地域の医療機関等との連携 第11条～第18条 健康診断関連 第19条～第21条 出席停止、臨時休業など 第22条 学校保健技師 第23条 学校三師
		下線部は略記載

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学校の設置者の責務

第四条（学校保健に関する学校の設置者の責務）

学校の設置者は、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(省略記載)

第六条第二項（学校環境衛生基準）

学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学校の責務

第一章 総則		第1条 目的 第2条 定義 第3条 国及び地方公共団体の責務
第二章 学校保健	第一節 学校の管理運営等 第二節 健康相談等 第三節 健康診断 第四節 感染症の予防 第五節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 第六節 地方公共団体の援助及び国の補助	第4条 学校保健に関する学校の設置者の責務 第5条 学校保健計画の策定等 第6条 学校環境衛生基準（第3項） 第7条 保健室 第8条 健康相談 第9条 保健指導 第10条 地域の医療機関等との連携 第11条～第18条 健康診断関連 第19条～第21条 出席停止、臨時休業など 第22条 学校保健技師 第23条 学校三師
		下線部は略記載

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学校の責務

第五条（学校保健計画の策定等）

学校においては、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(省略記載)

法第六条第三項（学校環境衛生基準）

校長は、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときには、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(省略記載)

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

三者の役割

国・地方公共団体	・施策 ・財政上の措置 (法第3条、第6条第1項)
学校の設置者 (教育委員会等)	・施設及び設備並びに管理運営体制の整備・充実 (法第4条、第6条第2項)
学校	・計画及び実施 (法第5条、第6条第3項)

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学校薬剤師の責務													
第一章 総則	第1条 目的 第2条 定義 第3条 国及び地方公共団体の責務												
第二章 学校保健	<table border="1"> <tr> <td>第一節 学校の管理運営等</td><td>第4条 学校保健に関する学校の設置者の責務 第5条 学校保健計画の策定等 第6条 学校環境衛生基準 第7条 保健室</td></tr> <tr> <td>第二節 健康相談等</td><td>第8条 健康相談 第9条 保健指導 第10条 地域の医療機関等との連携</td></tr> <tr> <td>第三節 健康診断</td><td>第11条～第18条 健康診断関連</td></tr> <tr> <td>第四節 感染症の予防</td><td>第19条～第21条 出席停止、臨時休業など</td></tr> <tr> <td>第五節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師</td><td>第22条 学校保健技師 第23条 学校三師</td></tr> <tr> <td>第六節 地方公共団体の援助及び国の補助</td><td></td></tr> </table>	第一節 学校の管理運営等	第4条 学校保健に関する学校の設置者の責務 第5条 学校保健計画の策定等 第6条 学校環境衛生基準 第7条 保健室	第二節 健康相談等	第8条 健康相談 第9条 保健指導 第10条 地域の医療機関等との連携	第三節 健康診断	第11条～第18条 健康診断関連	第四節 感染症の予防	第19条～第21条 出席停止、臨時休業など	第五節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師	第22条 学校保健技師 第23条 学校三師	第六節 地方公共団体の援助及び国の補助	
第一節 学校の管理運営等	第4条 学校保健に関する学校の設置者の責務 第5条 学校保健計画の策定等 第6条 学校環境衛生基準 第7条 保健室												
第二節 健康相談等	第8条 健康相談 第9条 保健指導 第10条 地域の医療機関等との連携												
第三節 健康診断	第11条～第18条 健康診断関連												
第四節 感染症の予防	第19条～第21条 出席停止、臨時休業など												
第五節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師	第22条 学校保健技師 第23条 学校三師												
第六節 地方公共団体の援助及び国の補助													

下線部は略記載

文部科学省 SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

- 学校保健安全法 第23条(抜粋)**
- 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
 - 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。
 - 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
 - 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は文部科学省令で定める。
- (学校保健安全法施行規則)

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

学校保健安全法施行規則 第24条 (学校薬剤師の職務執行の準則)

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。
- 二 環境衛生検査に従事すること。
- 三 学校環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 四 健康相談に従事すること。
- 五 保健指導に従事すること。
- 六 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。
- 七 必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

学校保健安全法 第22条 (学校保健技師)

- 都道府県の教育委員会の事務局に、学校保健技師を置くことができる。
- 学校保健技師は、学校における保健管理に関する専門的事項について学識経験がある者でなければならない。
- 学校保健技師は、上司の命を受け、学校における保健管理に関し、専門的技術的指導及び技術に従事する。

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

学校保健技師

設置している都道府県・政令指定都市：
27 / 67

常勤 12	
医師 3	長野県、熊本県、大分県
薬剤師 8	山形県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、岐阜県、福岡県、川崎市
医師・歯科医師・薬剤師 1	東京都
非常勤 14	
医師 13	青森県、岩手県、福島県、山梨県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、山口県、徳島県、鹿児島県、沖縄県
医師・歯科医師・薬剤師 1	京都府
その他 1	岡山県

平成28年度文部科学省調査

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

これまでの学校薬剤師に対する評価

中央教育審議会 答申

これまでの評価

- これまでの学校保健において、学校医、学校歯科医、学校薬剤師が専門的見地から果たした役割は大きいものであった。
- 学校薬剤師は、健康的な学習環境の確保や感染症予防のために学校環境衛生の維持管理に携わっており、また、保健指導においても、専門的知見を生かし薬物乱用防止や環境衛生に係る教育に貢献している。

「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」(平成20年1月17日) 文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

中央教育審議会 答申

期待すること

- 子どもの従来からの健康課題への対応に加え、メンタルヘルスやアレルギー疾患などの子どもの現代的な健康課題についても、**学校と地域の専門的医療機関とのつなぎ役**になるなど、引き続き積極的な貢献が期待される。
- 学校医、学校歯科医、学校薬剤師は、**学校保健委員会などの活動**に関し、**専門家の立場から指導・助言**を行うなど、より一層、積極的な役割を果たすことが望まれる。
- 学校医、学校歯科医、学校薬剤師が、急病時の対応、救急処置、生活習慣病の予防、歯・口の健康、喫煙、飲酒や薬物乱用の防止などについて**特別活動等における保健指導を行うことは、学校生活のみならず、生涯にわたり子どもにとって有意義なものになると**考えられる。
- 子どもに、生涯にわたり自己の健康管理を適切に行う能力を身に付けさせることが求められる中、医薬品は、医師や薬剤師の指導の下、自ら服用するものであることから、医薬品に関する適切な知識を持つことは重要な課題であり、学校薬剤師がこのようない点について更なる貢献をすることが期待されている。

 文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学校薬剤師に期待すること

- ① **学校環境衛生の維持管理**
- ② **環境衛生に係る教育**
- ③ **喫煙、飲酒、薬物乱用防止に係る教育**
- ④ **医薬品に係る教育**
- ⑤ **学校保健委員会などでの指導・助言**
- ⑥ **学校と地域の専門的医療機関とのつなぎ役**

 文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学校薬剤師は期待に応えているのか？

 文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学校環境衛生検査

 文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

定期検査の実施に関する規定

学校保健安全法施行規則 第一条(抜粋)

学校保健安全法第五条の環境衛生検査は、他の法令に基づくもののか、毎学年定期に、法第六条の学校環境衛生基準に基づき行わなければならない。

 文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成27年度 全国学校保健調査集計結果報告

(公社)日本薬剤師会 学校薬剤師部会

有効回答数： 31,303
回答率： 61.0%

 文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成26年度の出校日数 (電話対応を含む)

出校日数	0日	1~3日	4~11日	12日以上
全国	1.6%	21.4%	63.7%	13.4%
東京	0.4%	1.9%	45.9%	51.8%
島根	12.6%	60.7%	25.9%	0.7%
広島	1.8%	23.7%	70.2%	4.4%

平成27年度 全国学校保健調査集計結果報告

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

出校した目的(複数回答可)

目的	定期検査	臨時検査	学校保健委員会への参画	健康教育に関する講話・講演及び支援	その他
全国	95.4%	9.0%	36.5%	24.2%	11.7%

山梨県 100%

佐賀県 82.4%

愛媛県 73.8%

北海道 3.9%

平成27年度 学校保健委員会	
設置率	開催率
小学校	95.5% 90.7%
中学校	94.5% 87.6%
高等学校	93.1% 86.9%

平成27年度 全国学校保健調査集計結果報告

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

換気及び保温等	回数
(1) 換気	2回
(2) 温度	2回
(3) 相対湿度	2回
(4) 浮遊粉じん	2回 ¹
(5) 気流	2回 ¹
(6) 一酸化炭素	2回 ²
(7) 二酸化窒素	2回 ²

1 空気の温度、湿度又は流量を調節する設備(エアコン)を使用している教室等以外は、省略可能

2 燃焼器具を使用していない教室等は、省略可能

換気及び保温等	回数
(8) 撥発性有機化合物	
ア. ホルムアルデヒド	1回 ³
イ. トルエン	1回 ³
ウ. キシレン	1回 ⁴
エ. パラジクロロベンゼン	1回 ⁴
オ. エチルベンゼン	1回 ⁴
カ. スチレン	1回 ⁴
(9) ダニ又はダニアレルゲン	1回

採光及び照明	回数
(10) 照度	2回
(11) まぶしさ	2回
(12) 騒音レベル	2回 ⁵

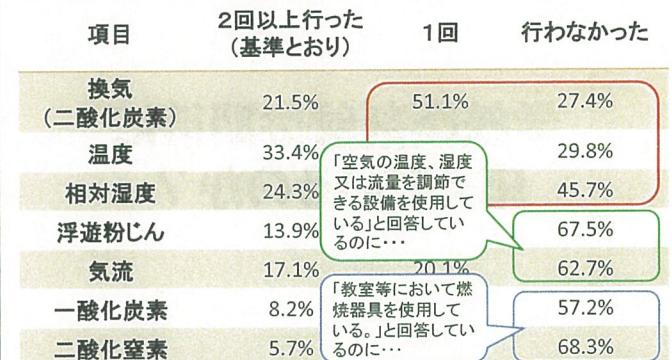
3 規定された測定法で結果が著しく基準値を下回る場合(基準値の1/2以下)、次回から省略可能

4 必要と認める場合に実施。規定された測定法で結果が著しく基準値を下回る場合(基準値の1/2以下)、次回から省略可能

5 結果が著しく基準値を下回る場合(窓閉45dB以下、窓開50dB以下)、次回から省略可能

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

空気環境の検査を実施した全国の学校の割合



平成26年度 全国学校保健調査集計結果報告

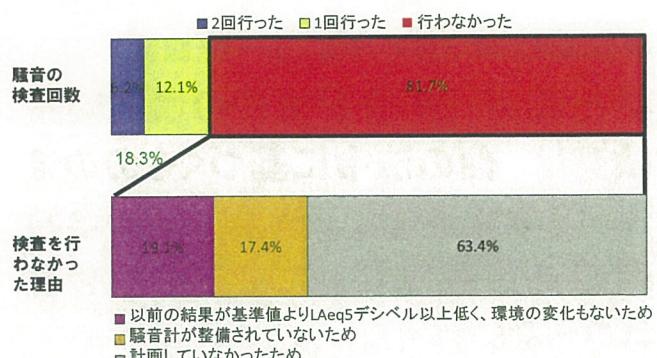
文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

ダニ又はダニアレルゲン、照度及びまぶしさの検査を実施した学校の割合

項目	実施率
ダニ又はアレルゲン	57.1%
照度及びまぶしさ	54.4%
両方	54.4%
照度のみ	22.0%
まぶしさのみ	1.6%

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

騒音の検査(全国)



H27年度 全国学校保健調査集計結果報告

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学校薬剤師の声

環境衛生検査を100%実施できない理由

- ① 教育委員会の検査に対する理解・認識不足
教育委員会から検査依頼がない、必要と認識していない測定機器（検知管などの消耗品を含む）の不足
- ② 学校薬剤師の検査に対する理解・認識不足（必要性、測定方法等）
エアコンのない教室の場合、温度・湿度は冬期以外は自然任せであり、測定の必然性が弱い
- ③ 学校薬剤師の人材不足、日常業務が忙しく時間が取れない

平成27年度 日本薬剤師会 学校薬剤師部会
学校環境衛生検査技術講習会

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学校薬剤師の生の声

環境衛生検査を100%実施できない理由

- ④ 検査にお金がかかる
検査の実績を積んで検査に関する予算を出してもらう
- ⑤ 学校が検査の必要性を感じていない
- ⑥ 実施しない場合のペナルティーがない

平成27年度 日本薬剤師会 学校薬剤師部会
学校環境衛生検査技術講習会

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学校の設置者の責務

第四条（学校保健に関する学校の設置者の責務）

学校の設置者は、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実、その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（省略記載）

第六条第二項（学校環境衛生基準）

学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学校の責務

第五条（学校保健計画の策定等）

学校においては、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（省略記載）

法第六条第三項（学校環境衛生基準）

校長は、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学校薬剤師の職務

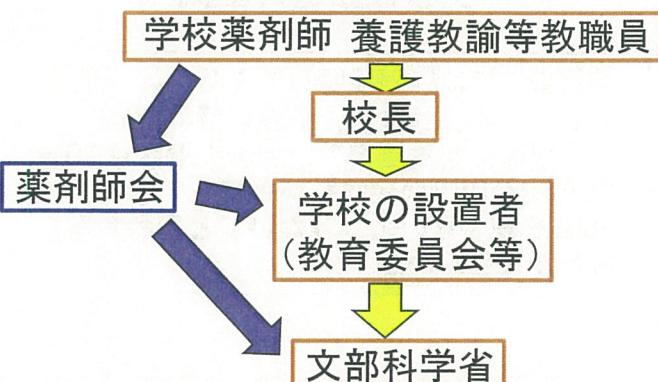
三 学校環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

学校保健安全法施行規則第24条第1項第3号

学校に対して検査項目の実施の必要性を説明し、実施するように助言することも学校薬剤師の職務

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

解決するためには…



ある認定こども園の関係者の疑問

これまで何の問題もなくやってきたのに、何故、環境衛生検査を実施する必要があるのか？

学校薬剤師を置く必要があるのか？
学校医ではダメなのか？

何をもって問題がないと判断しているのか？ 子どもたちの症状の有無？
これまで子どもたちに明確な症状がでていないから問題はないと言えるのか？

 文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学校保健安全法

第1条（目的）

この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

 文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

児童生徒等の安心と安全



健康的かつ安全で豊かな
施設環境の確保

設置

維持・管理

学校施設整備指針

学校保健安全法
(学校環境衛生基準)

 文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

「学校環境衛生基準」が学校保健安全法で「大臣が定める」に変わった経緯を皆がきちんと認識する必要がある！！

学校保健法

学校環境衛生の
基準
局長通知

学校保健安全法

学校環境衛生
基準
告示

学校の環境衛生基準に基づく管理を
一層徹底してもらうため!!

 文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

ある保護者の疑問

学校にエアコンが設置してあるのに、暑くてもつけてくれない。学校に尋ねたら、「学校環境衛生基準で、教室の温度は10℃以上30℃以下が望ましいとされており、30℃を超えないつけない」と言われた。何とかならないか？

 文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学校環境衛生基準

（健康を保護する上で維持されることが望ましい基準）

第1 教室棟の環境に係る学校環境衛生基準
1(2) 温度 10℃以上、30℃以下であることが
望ましい

[改訂版]学校環境衛生管理マニュアル

教室棟の温度は、人間の生理的な負担を考えると、夏は30℃以下、冬は10℃以上であることが望ましい。
(中略)
児童生徒等に生理的、心理的に負担をかけない最も学習に望ましい条件は、冬期で18～20℃、夏期で25～28℃程度である。

 文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN